

令和 2年 5月 27日

医療機関等関係者各位

四日市市長 森 智 広  
( 公 印 省 略 )

子ども医療費助成の現物給付の年齢拡大等の制度改正について

平素は、本市のこども保健行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しにあります子ども医療費の現物給付についてですが、四日市市においては、令和2年9月診療分から、四日市市及び三重郡3町の医療機関において、現物給付の対象を未就学児から子ども医療費助成対象の全年齢（中学校修了まで）に拡大いたしますのでご承知いただきますようお願い申し上げます。

令和2年9月からの主な制度の変更点は下記のとおりですが、詳しくは別添資料のとおりです。

記

○主な制度の変更点

	変更前（2年8月末まで）	変更後（2年9月から）
所得制限	あり	廃止
現物給付の年齢範囲	未就学児（小学校入学前まで）	未就学児及び就学児（中学校修了まで）
現物給付の対象医療機関 （未就学児）	県内の医療機関	変更なし
現物給付の対象医療機関 （就学児）	なし	四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関

## 2. 現物給付用の受給資格証見本

### (1) 未就学児の受給資格証

子ども医療費受給資格証		現物給付 子ども医療費受給資格証	
受給資格証番号		×××××××	
受給資格者	住	四日市市●●町△△1-2-3	
	所	スワ ハナコ	
	氏名	諏訪 花子	
生年月日		平成31年 1月 1日	
加入医療保険	被保険者氏名 (世帯主・組合員)	諏訪 一郎	
	記号・番号	〇〇〇〇〇〇〇	
	保険者の名称	〇〇市国保	
有効期限		令和 2年 9月 1日 から 令和 3年 8月31日 まで	
四日市市長		四日市市長	
		四日市市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。 方が一使用した場合は、四日市市への返金が発生しますので、 証は速やかに返還してください。	

ヤマオリ

(緑)

(橙)

#### 変更箇所

○中央に対象医療機関の追加

未就学児の場合、三重県内の医療機関と記載しています。

※受給資格証番号は償還払い用と同じです。

(2) 就学児の受給資格証

子ども医療費受給資格証		現物給付 子ども医療費受給資格証	
受給資格証番号		XXXXXXXX	
受給資格者	住	四日市市●●町△△1-2-3	
	氏名	スワ ハナコ 諏訪 花子	
	生年月日	平成31年 1月 1日	
加入医療保険	被保険者氏名 (世帯主・組合員)	諏訪 一郎	
	記号・番号	〇〇〇〇〇〇	
	保険者の名称	〇〇市国保	
有効期限	令和 2年 9月 1日 から 令和 3年 8月31日 まで		
四日市市長		四日市市長	

ヤマオリ

対象医療機関  
四日市市 菰野町 朝日町 川越町の医療機関

氏名  
スワ ハナコ  
諏訪 花子

生年月日 平成31年 1月 1日

公費負担者番号 81240XXX

受給資格証番号 XXXXXXXX

有効期限  
令和 2年 9月 1日 から  
令和 3年 8月31日 まで

四日市市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。  
万が一使用した場合は、四日市市への返金が発生しますので、  
証は速やかに返還してください。

(緑)

(橙)

変更箇所

○中央に対象医療機関の追加

就学児の場合、四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関と記載しています。

※受給資格証番号は償還払い用と同じです。